

令和7年度

高知県四万十市 地域おこし協力隊員募集要項

(地域活性化 (BBQ のまちづくり) ミッション型)



【高知県四万十市西土佐総合支所 産業建設課】

四万十市は、高知県の西南部に位置し、平成 17 年 4 月 10 日に中村市と西土佐村が合併して誕生しました。本市は、日本最後の清流四万十川が流れる豊かな自然環境と文化、歴史に恵まれた地域です。市北部に位置する「西土佐地域」では、農業を基幹産業とする中山間地域であり、米ナス、柚子、栗といった果樹等が盛んに栽培されており、また、清流四万十川の天然アユや、地元ブランド「四万十牛」など他に自慢できる素材もたくさんあります。しかし、全国の中山間地域と同様、人口流出、高齢化等に伴う様々な問題を抱えており、特に、基幹産業である農業分野をはじめ、観光、商工分野においても地域の将来を担う後継者・人材不足が深刻です。

一方で平成 27 年度末には道の駅「よって西土佐」が開業しこれまでに約 116 万人のレジ通過者を達成するなど中山間地域の拠点施設として活動を行っています。さらに令和 2 年度からは西土佐地域をほんものの BBQ の聖地化をするべく官民共同で「しまんとリバーベキュープロジェクト」を立ち上げ取り組みをしてきました。ハード整備、ソフト事業等一定の手ごたえを感じつつ、コロナ禍の中でのことでもあり聖地化までは至っていない状況です。

ついでには、道半ばである BBQ の聖地化に向けて、BBQ 施設への誘客、BBQ のまちづくりをミッションとして、遠くてもわざわざ足を運んでもらえるような地域にするために、四万十市の将来を担う人材として、地域おこし協力隊の隊員を募集します。



1 募集人数 1名

2 活動内容

BBQ でのまちづくりを担う人材として、地域内事業者、地域住民、関係団体等及び市行政と連携しながら、次の活動を行っていただきます。

- (1) SNS (Facebook/Instagram/YouTube など) を活用した、BBQ でのまちづくりを意識した産業振興、地域活性化等に関する活動
 - ①地域内外で BBQ の魅力や取り組みを取材し、発信する。
 - ②上記①を行うことで BBQ 関連商品の取引拡大および売上増加を図る。
 - ③その他、BBQ を含め地域の魅力を存分に引き出すための取材・発信。
- (2) リバーサイド BBQ・ルーフトップ BBQ・オートキャンプ場 BBQ 場への誘客
 - ①SNS 等各種媒体を利活用しての発信及び誘客につながる体験商品の商品化。
 - ②上記①を行うことで 3 施設への来客増と売上増加を図る。

- (3) (株)西土佐ふるさと市及びしまんとリバーベキュープロジェクト等と連携した各種活動
- (4) 日本 BBQ 協会や各地方協会と連携しての BBQ 振興
- (5) 自らの BBQ 技術の向上及び BBQ 関連資格の習得
- (6) 西土佐地域で培ったノウハウを市全体への波及移転活動

3 募集対象

BBQ を核とした中山間地域の活性化に意欲があり、地域住民の思いを可視化して発信することを目的として活動できる方で、下記(1)～(10)の全ての要件を満たす方

- (1) 中山間地域の地域協力活動に意欲があり、都市地域等（※1）から四万十市内の配属地域へ住民票を異動させて生活できる方
- (2) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方
- (3) 任期終了後も本市の中山間地域に引続き定住する意志のある方
- (4) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (5) 普通自動車免許を取得している方
- (6) 地域づくりの主役は地域住民であることを理解し、地域住民と協働できる方
- (7) 活動に際して市の条例や規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (8) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会など、不規則な勤務に対応できる方
- (9) パソコンを使用できる方
- (10) 地方公務員法第 16 条（※2）に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方

※1 上記の「都市地域等」とは、条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の他2法に指定された地域）を有しない市町村及び政令指定都市内のうち上記条件不利地域外の地域をいう。

※2 地方公務員法 16 条の規定とは、例えば、ご自身が「成年被後見人又は非保佐人」に該当する場合は、募集対象から外れます（他にも欠格事項の規定有り）

4 住居、任命予定日等

- (1) 住居（予定） 西土佐地域内の住宅を提供又は個人で貸借
- (2) 任命予定日 任命決定の翌月 1 日（仕事の引継ぎ等の理由により任命予定日から地域おこし協力隊としての活動が困難な場合は、任命日について相談に応じます。）
- (3) 事務所（予定） (株)西土佐ふるさと市（四万十市西土佐江川崎 2410-3）

5 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数：原則週 4 日 以内
 - (2) 勤務時間：原則 8 時 30 分から 16 時 45 分（1 日 7 時間 15 分、週 29 時間）
- ※夜間、土日等の勤務は、月勤務時間内で調整します。
- ※所定の月の労働日数又は労働時間を下回った場合は、その分減額となります。
- ※年次休暇があります。

6 雇用形態及び期間

- (1) 四万十市の会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号）として四万十市長が任命します。
- (2) 初年度の任用期間は、任命日から令和 8 年 3 月 31 日までです。次年度からは年度毎に任命できるものとし、最長 3 年間とします。
- (3) 任命後は、(株)西土佐ふるさと市に勤務いただきます。また、活動内容については、西土佐総合支所産業建設課と毎月ミーティングを行いながら、活動内容に沿って必要と認められる地域内・地域外活動、出張等を行っていただきます。
- (4) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとしてします。

7 報酬（令和 7 年 4 月 1 日現在）

月額 183,354 円（勤務年数に応じた昇給あり 最大月額 184,627 円）

賞与・通勤手当有り（条件を満たした場合）

※時間外手当、退職手当等は支給しません。

8 待遇及び福利厚生

- (1) パソコン及び公用車が 1 人 1 台用意される予定です。
- (2) 住居については、市が提供する協力隊員用住宅等は入居料無料、個人で契約した賃貸住宅へ入居する場合は家賃補助（補助上限あり）がありますが、いずれも水道光熱費及び共益費等は自己負担をお願いします。
- (3) 健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険に加入します。
- (4) 年次休暇等は市の条例規則を適用します。
- (5) 中山間地域での生活や通勤の移動手段として自家用車は必要不可欠です。
自家用車等の持込をお勧めします。

9 定住支援

- (1) 休暇日等で業務に支障が無ければ、兼業を認めます（要届出）。週 3 日の休日を有効に活用し、定住に向けて産業分野での地域活性化に関する就労・起業準備等有効にご活用下さい。
- (2) 協力隊が任期後に四万十市内に定住するため、市内での起業に要する経費に対して補助金制度（上限 100 万円）があります。

10 応募手続

- (1) 応募受付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 9 月 30 日（火）必着

郵送又はメールで受け付けます。尚、提出された書類は返却しません。

※受付期間中、応募があった方から随時選考を行います。受付期間中であっても、協力隊員の任命が決定した時点で受付を終了させていただきますのでご了承ください。

(2) 提出書類

①郵送の場合

- ・履歴書（市販のもので可。写真添付）※簡単な応募動機をつけること（別紙可、氏名記入）。
- ・作文（A4 で書式自由、印字可）※作文にも最初に住所と氏名をつけてください。

題 材：『BBQ でのまちづくりと中山間地域の魅力発信』

文字数：1,000 文字程度

②メール応募の規則（提出内容は郵送の場合と同じ）

- ・メールの表題は「四万十市地域おこし協力隊応募（氏名）」でお願いします。
- ・履歴書・作文ともにワード形式（docx 形式）で作成して下さい。
- ・顔写真は jpg 形式で送付して下さい。
- ・データ添付の際は、合計容量を 3MB 以内にして下さい。

※メール応募後に、送信不良などのメッセージが届いていないか確認をお願いします。応募メールが届いてから 3 日以内に受領連絡をいたします。担当者から連絡が無い場合は、お手数ですが募集要項の問合せ先までご連絡をお願いいたします。

(3) お問い合わせ先

〒787-1601 高知県四万十市西土佐江川崎 2445-2

四万十市西土佐総合支所産業建設課 産業振興係

電話 0880-52-1113 メールアドレス：n-sangyou@city.shimanto.lg.jp

11 選考

(1) 第 1 次選考

書類選考のうえ、応募を受け付けてから 2 週間以内に結果を文書で通知します。

(2) 第 2 次選考

第 1 次選考合格者を対象に第 2 次選考試験（面接）を行います。日時及び会場等の詳細については、1 次選考結果の通知の際にお知らせします。

第 2 次選考終了後、2 週間以内に結果を文書で通知します。

なお、第 2 次選考のための必要な交通費及び宿泊費等は個人負担となります。

(3) 任命

第 2 次選考合格者に承諾書を提出いただき、任命を決定します。

※ 住民票の異動は必ず任命日（任命決定の翌月 1 日を予定）以降に行ってください。それ以前に住所を移動させると応募対象者でなくなり、採用を取り消すことがあります。

(4) 現地説明

事前に現地説明などを受けたい場合は、個別に現地案内や説明を聞くことも対応可能です。

12 その他

勤務条件等（上記 5、6、7、8 ほか）は令和 7 年 4 月 1 日のものであり、今後条例等の改正があった場合は、その定めによります。